

第 1 7 回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水）【午前 1 0 時 0 0 分開会】

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水）午前 1 0 時 0 0 分から午後 0 時 0 5 分

2. 開催場所 壬生町役場 1 0 4 会議室

3. 出席委員 1 0 人

会長 1 0 番 大橋 好一

会長職務代理者 8 番 琴寄 成人

委員 1 番 早乙女春香 2 番 安納 一雄 3 番 高橋 宏治 4 番 刀川 正己
5 番 鯉沼 玲子 6 番 大関 孝男 7 番 葭葉 孝男
9 番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

葭葉 進推進委員 荒川 広文推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の件について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について

議案第 4 号 壬生町農用地利用集積計画の件について

議案第 5 号 壬生農業振興地域整備計画の見直しの件について

議案第 6 号 非農地判断の件について

報告第 1 号 非農地証明願の件について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の件について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出の件について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の件について

報告第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願の件について

報告第 6 号 所有者不明農地の公示の件について

その他

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和6年11月20日（木）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、只今より第17回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、葭葉 進推進委員、荒川広文推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
- それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めまして、おはようございます。ここのところめっきり寒くなりまして、体調管理の方をお願いいたしまして、残り少ない今年を健康に過ごしていただければと思います。先日新聞に2020年から2030年の間の農業経営体と農地面積の推移について載っていましたが、農地面積では91万haが減るだろうということで、これは東北地方全体の田畑、果樹園、施設野菜の農地全体の農地面積と同じくらいの面積が減少するということでした。また農業経営体も、47万経営体が減るということで、今の半分の経営体になってしまうだろうということでした。今後ますます農業経営は担い手が不足し、苦しい状況になってくる中で、壬生町においては、下稲葉、上稲葉、セツ石、上長田の地区で、土地改良が完了しようとするところ、現在進行中と、これから始まるとうございますが、農業委員会としましては、農業経営基盤強化は重要な事であると実感しており、委員の中にも率先して事業に関わっておられる方も多くいらっしゃいますが、農地利用最適化推進的な内容とともに進めていただければと思います。本日は議題が多く、スムーズな進行を心掛けたいと重ますので、ご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、3番 高橋宏治委員、5番 鯉沼玲子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

第13項案件につきましては、申請内容を現在調整中でございますので、今回は審議しない形をとらせていただきます。それでは改めまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

貸 人 _____（中泉） 自作地 308㌥ 貸付地 41㌥

借 人 _____（中泉） 自作地等なし

（土地の表示）

壬生町大字中泉字大宮裏_____	畑	1123㎡
壬生町大字中泉字大宮裏_____	畑	572㎡
	合計	1695㎡

10年間の使用貸借権の設定 稼働2人

第2項

譲渡人 _____（西部） 自作地 213㌥

譲受人 _____（北原） 自作地 40㌥

（土地の表示）

壬生町大字上稲葉字中川原_____	畑	396㎡
壬生町大字上稲葉字中川原_____	畑	560㎡
壬生町大字上稲葉字中川原_____	畑	368㎡
壬生町大字上稲葉字中川原_____	田	429㎡
	合計	1753㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第3項

譲渡人 _____ (鹿島) 自作地 57畝 貸付地 96畝

譲受人 _____ (鹿島) 自作地 94畝 借受地 39畝

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字鹿島_____ 畑 416㎡

壬生町大字下稲葉字鹿島_____ 畑 535㎡

合計 951㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

第4項

譲渡人 _____ (東京都) 自作地 88畝

譲受人 _____ (中泉) 自作地 341畝 借受地 88畝

(土地の表示)

壬生町大字中泉字熊野_____ 田 765㎡

壬生町大字中泉字熊野_____ 田 953㎡

壬生町大字中泉字熊野_____ 田 26㎡

壬生町大字中泉字熊野_____ 田 710㎡

合計 2454㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第5項

譲渡人 _____ (松原) 自作地 244畝 貸付地 13畝

譲受人 _____ (本郷) 自作地 594畝 借受地 12畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字柴田内_____ 畑 955㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第6項

譲渡人 _____ (本郷) 自作地 184畝 借受地 21畝

譲受人 _____ (本郷) 自作地 594畝 借受地 12畝

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字壺丁田_____ 田 628㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第7項

譲渡人 _____ (松原) 自作地 169畝

譲受人 _____ (本郷) 自作地 594畝 借受地 12畝
(土地の表示)

壬生町大字七ツ石字前田 _____ 田 357㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第8項

譲渡人 _____ (埼玉県) 自作地 78畝 貸付地 69畝

譲受人 _____ (助谷) 自作地 223畝 借受地 672畝
(土地の表示)

壬生町大字助谷字南原 _____ 田 881㎡

壬生町大字助谷字南原 _____ 田 579㎡

壬生町大字助谷字南原 _____ 田 417㎡

壬生町大字助谷字南原 _____ 田 527㎡

壬生町大字助谷字南原 _____ 田 178㎡

壬生町大字助谷字南原 _____ 田 128㎡

壬生町大字助谷字霞内 _____ 畑 991㎡

壬生町大字助谷字霞内 _____ 畑 406㎡

壬生町大字助谷字霞内 _____ 畑 479㎡

合計 4586㎡

売買による所有権移転 _____円/10a _____

_____円/10a _____

_____円/10a _____

稼働 3 2 人

第 9 項

譲渡人 _____ (釜ガ渚) 自作地 9 2 ㌦

譲受人 _____ (釜ガ渚) 自作地 1 3 2 ㌦

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字太神宮 _____ 田 1 0 7 m²

贈与による所有権移転 稼働 1 人

第 1 0 項

譲渡人 _____ (落合) 自作地 5 8 ㌦

譲受人 _____ (あけぼの) 自作地 2 1 2 ㌦

(土地の表示)

壬生町大字国谷字大ケ島 _____ 田 7 2 5 m²

売買による所有権移転 _____ 円 稼働 2 人

第 1 1 項

譲渡人 _____ (落合) 自作地 1 5 ㌦

_____ (落合) 自作地 5 2 ㌦

譲受人 _____ (国谷中央) 自作地 1 2 1 ㌦ 借受地 9 1 ㌦

(土地の表示)

壬生町大字国谷字大ケ島 _____ 田 9 5 0 m²

壬生町大字国谷字大ケ島 _____ 田 1 7 9 9 m²

合計 2 7 4 9 m²

売買による所有権移転 _____ 円 _____

_____ 円 _____

稼働 2 人

第 1 2 項

譲渡人 _____ (六美町中央) 自作地 4 ㌦

譲受人 _____ (六美町中央) 自作地 1 4 9 ㌦

(土地の表示)

壬生町大字国谷字新堀前_____	田	6 4 7 m ²
壬生町大字国谷字新堀前_____	田	3 1 7 3 m ²
壬生町大字国谷字谷向下_____	畑	1 9 5 m ²
	合計	4 0 1 5 m ²

贈与による所有権移転 稼働 2 人

第 1 3 項

譲渡人 _____ (福和田) 自作地 2 3 2 m²

譲受人 _____ (芳賀町) 自作地 2 1 3 m² 借受地 4 0 m²

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字車塚_____	田	2 1 8 4 m ²
壬生町大字壬生甲字車塚_____	田	1 8 4 7 m ²
壬生町大字壬生甲字車塚_____	田	1 2 6 1 m ²
	合計	5 2 9 2 m ²

売買による所有権移転 _____ 円 稼働 1 人

以上、第 1 項から第 1 2 項案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件、同第 4 号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第 1 項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6 番 大関 孝男 委員

● 6 番 大関 孝男 委員 (1 項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 1 項について説明いたします。

去る 1 1 月 1 4 日に借人の _____ 氏立会いのもと、私と琴寄成人職務代理、佐藤 達推進委員と、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1 番から 7 番の項目

について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る11月17日に、譲受人の_____立会いのもと、私と、早乙女春香農業委員、大橋和枝推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長　5番　鯉沼　玲子　委員

●5番　鯉沼　玲子　委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る11月13に、譲渡人の_____氏立会いのもと、私と、大関孝男農業委員、鯉沼正男推進委員長と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る11月16に、譲渡人の_____氏立会いのもと、私と、琴寄成人職務代理、佐藤 達推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

この案件は田で合計2454㎡ですが、全部で_____円ということですか。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員
はい。

○議長 その他何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る11月17に、譲渡人の_____氏立会いのもと、私と、刀川正己農業委員、早乙女和弘推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

● 8 番 琴寄 成人 委員（6 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 6 項について説明いたします。

去る 11 月 17 に、譲渡人の_____氏立会いのもと、私と、刀川正己農業委員、早乙女和弘推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い 1 番から 7 番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第 6 項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第 1 号第 6 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 1 号第 6 項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第 7 項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8 番 琴寄 成人 委員

● 8 番 琴寄 成人 委員（7 項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の件について」第 7 項について説明いたします。

去る 11 月 17 に、譲渡人の_____氏立会いのもと、私と、刀川正己農業委員、早乙女和弘推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い 1 番から 7 番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたし

ます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員(8項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第8項について説明いたします。

去る11月19に、譲受人の_____氏立会いのもと、私と、木野内佳代子農業委員、糸川洋一推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員 (9項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第9項について説明いたします。

去る11月13に、_____立会いのもと、私と大関孝男農業委員、鯉沼正男推進委員長と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第10項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

● 4 番 刀川 正己 委員（10項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第10項について説明いたします。

去る11月19に、譲受人_____氏立会いのもと、私と安納一雄農業委員、大栗京子推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第11項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

● 4 番 刀川 正己 委員（11項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第11項について説明いたします。

去る11月19に、譲受人_____氏立会いのもと、私と安納一雄農業委員、大栗京子推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第11項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第11項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第11項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第12項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (12項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第12項について説明いたします。

去る11月19に、譲受人_____氏の代理人の____氏立会いのもと、私と安納一雄農業委員、大栗京子推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第12項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第12項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第12項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

申請人 _____（旭町）

（土地の表示）

壬生町大字藤井字堀込 _____ 畑 409㎡

農機具置場及び駐車場敷地

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る11月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、さる11月15日（金）に私と葭葉孝男農業委員、琴寄成人職務代理、葭葉 進推進委員、荒川広文推進委員、宇賀神 尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の7名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東北東に約280mのところに位置しており第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、農業を営んでおり、現在、自宅の庭と納屋に田植え機、コンバイン等を保管し、乗用車等の駐車場にも利用しております。自宅の納屋及び庭は、農機具、乗用車等で手狭な状況となっております。今回、自宅の納屋及び庭に生活用品を置くためのスペースが必要となり、現在保管している農機具、乗用車等を保管する敷地を確保するための申請となります。

土地の選定については、代替地の検討を行っており、自宅に近い農振農用地以

外の農地で、縁辺部にあり、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金____万円は、全額自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の、『農業用など地域の農業振興に資する施設の用に供する場合』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

これは地目変更だと思いますが、宅地ではなく雑種地になるのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

そこに住むわけではなく駐車場や農機具置場で、設置するとしてもプレハブのようなもので、内容、用途からすると恐らく雑種地が相当かと思います。

●3番 高橋 宏治 委員

建物を建てると恐らく宅地になるのでは。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

そこは土地家屋調査士、登記の申請で登記官の判断によるのではないかと思います。

●3番 高橋 宏治 委員

現況を見てですね。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

プレハブはイナバ物置のような、基礎を打たないものなのですが、判断は微妙なところだと思います。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (車塚)
 _____ (車塚)

賃借人 _____ 株式会社
 代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字車塚 _____ 田 2 1 1 5 m²

資材置場 30年間の賃借権の設定

第2項

譲渡人 _____ (栃木市)

譲受人 株式会社 _____
 代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字大字壬生乙字五反目	田	1 5 5 m ²
壬生町大字大字壬生乙字五反目	田	9 7 1 m ²
壬生町大字大字壬生乙字五反目	田	4 5 0 m ²
	合計	1 5 7 6 m ²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第3項

譲渡人 _____ (上表町)

譲受人 _____ 株式会社

代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字大字壬生乙字五反目	田	7 0 7 m ²
壬生町大字大字壬生乙字五反目	田	7 5 7 m ²
	合計	1 4 6 4 m ²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第4項

賃貸人 _____ (鹿沼市)

_____ (北原)

_____ (鹿沼市)

_____ (鹿沼市)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字北原	畑	9 2 5 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	9 2 3 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	1 0 4 2 m ²
	合計	2 8 9 0 m ²

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る11月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 6 番 大関 孝男 委員（1 項案件について報告）

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る 11 月 15 日（火）に第 4 条の現地調査会と同じメンバーで調査いたしました。

第 1 項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約 450m のところに位置しており第 2 種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は本社を宇都宮市に置き、不動産業・電気部品製造販売などの事業を営んでおります。近隣の壬生甲_____番_の_____㎡について、令和 2 年 11 月 20 日に農地転用の許可を受け、現在、資材置場として活用しておりますが、手狭な状況にあります。土地の選定については、代替性の検討を行っており、現在の資材置場とも近く、事業拡大が見込める県央地区にあり、宅地に隣接した農地の縁辺部にあり、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は、全額自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第 2 種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号第 1 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 3 号第 1 項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第 2 項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い

いたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から南西に約750mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル180枚、出力114.30kw、年間発電量110,279kwh、売電単価_____円、年間売電収入_____円を見込んでおります。

事業資金約_____万円は、全額自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____から南西に約600mのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル180枚、出力114.30kw、年間発電量110,279kwh、売電単価_____円、年間売電収入_____円を見込んでおります。

事業資金約_____万円は、全額自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 では、私からよろしいですか。

先ほどの第2項案件と面積がほぼ同じで、事業計画書の内容、例えば年間発電量や年間売電収入などが同じなのですが。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

内容的には同じです。業者も同じで規模もほぼ同じです。

○議長 農地の形状もほぼ同じですよ。これは設備も同じなのですか。

●事務局説明（赤羽根局長補佐）

設置する設備も同じです。

○議長 他にご発言はございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から西に約1,000mのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと賃借人は、赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を東側は2m、西側は3m、南側は2m、北側は1mから2mを確保し、防護ネットを施すことになっております。掘削深は、最大4mとなっております。埋戻用土の調達方法は、____市にある株式会社_____から無償で提供を受ける予定となっております。採取した土は、____市にある株式会社_____に販売する予定となっております。

事業資金____万円(土地の賃借料____万円、資材代____万円、ダンプ重機の燃料代等____万円)については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は、添付されております。また、誓約書も添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて、厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8 番 琴寄 成人 委員

● 8 番 琴寄 成人 委員

 この赤玉土採取の件で事業資金の内容で内訳が出たのは珍しいのですが、土地の賃借料が____万円となっているのは、作物の補償まで入れた金額なのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

 全部含めた金額だと思われます。実際に地権者と借りる方との話し合いによるものですので、何とも言えませんが、恐らく総額で____万円だと思います。

● 8 番 琴寄 成人 委員

 一般的にはこのような金額が出されているのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

 業者によって変わっていきまして、以前は1反歩で____万円ほどが相場だったのですが、最近はその値段も下がってきています。木が生えているような農地では、木の伐採、伐根費用がかかるため、土地の賃借料もそれだけ下がることになりますので、場所の比較としては何とも言えないところがあります。

● 8 番 琴寄 成人 委員

 今回の金額は高い金額なのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

 この案件は3反歩で____万円ですので、高い金額ではありません。

○議長 他にご発言はございますか。

 （質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

 （全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いご説明いたします。

議案書10ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、記載のとおり2件、面積合計が8,706㎡となっております。

次に議案書11ページ、利用権設定の再設定・賃借権分について、記載のとおり1件、面積が9,242㎡となっております。

次に議案書の12ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり1件、面積合計が5,872㎡となっております。

次に議案書の13ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、記載のとおり3件、面積合計が32,458㎡となっております。

最後に、議案書の14ページから15ページ、所有権移転分について、記載のとおり6件、面積合計が31,653㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

利用権設定は今年度から農地バンクに移行したのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

来年の4月からです。ですので、まだ利用権を結べますし、前に利用権を結んでいる場合はその期間が続いているうちは有効です。例えば、今、10年間の利用権設定をすれば、10年間は利用権で貸借が有効となります。来年度新規のものは農地バンクを通すようになりますが。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

先ほどの公社を通した農地売買の_____さんの件ですが、公社の手続きの際に譲受人が欠席したということですが、売買は成り立ったのですか。

●事務局説明（松本主任）

_____さんがいらしていた時には間に合わず、後から来ていただいたのですが、話がまとまりませんでした。その後でもう1度譲受人の方が来てくださって、話がまとまりました。

○議長 その他に発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直しの件について」を議題といたします。

この件については、農政課の糸川主査より説明をしていただきます。よろしくお願いします。

●農政課 _____ 議案書の朗読と説明（農業振興係 糸川主査）

それでは議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直しの件について」、計画の見直しの概要として、皆様に『R6 壬生農業振興地域整備計画の見直しについて』という資料をお配りしました。こちらを基に説明させていただきます。

経緯になりますが、農振法において概ね5年毎に基礎調査を行うことになっておりまして、前回の策定は令和元年度であったため、今回見直しを実施することになりました。皆様にお配りはしていませんが、『壬生農業振興地域整備計画書』というこのような冊子がありまして、実際分家住宅を建てる際の地番の確認や、青地がどうかということを確認するための計画になっております。今回はその見直しの部分になりまして、従来の壬生農業振興地域整備計画を踏まえつつ、法改正や県の基本方針との整合性を図るため、基本的には前回の内容を踏襲しております。資料によっては目標年が異なる場合もありますが、概ね次回の見直し予定の年または10年後を見据えた農業・農村振興を図るための新たな計画を策定予定です。

計画の構成につきましては、前回の農業振興整備計画と同様の構成となっております。なお、現在県との調整を行っており、今後内容が変更される場合もございますので、本日皆様のお手元に配らせていただきました整備計画書につきましては暫定版ということになります。

現在使っております、この『壬生農業振興地域整備計画書』との相違点ですが、『第1.農用地利用計画』というところになります。資料の2ページの『1－(1)土地の利用区分の方向』で、土地利用の方向につきましては、2ページの表のとおりになります。今回みぶ中泉産業団地の整備に伴い、農地が農業振興地域から外れて工業用地になったことに伴いまして、18.7ha減ということで、目標年の『R15』のところを減らした数字になっております。その他については、次期計画は現計画と大きな変更はありませんので、目標値との大きな差はございません。

次に、『1－(2)農業上の土地利用の方向』、3ページになります。現在、農用地区域内の農地は2,422.1haとなっております。うち水田は約1,123ha、畑地は1,284haとなります。引き続き計画としましては、米麦の土地利用型作物だけでなく、施設園芸や畜産等、効率的な利用を図ってまいります。また、3地区においても、各地区の特徴を生かし、それぞれに適した農用地区域の保全や生活環境・景観の維持改善を図り、農業生産基盤整備を推進してまいります。

続きまして、『2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項』、4ページになります。『(1)基準年の農用地区域内の農地(耕地)面積』から『(5)目標年において確保される農用地等の面積』は記載のとおりとなっております。

『(5)の目標年において確保される農用地等の面積』の数字につきましては、3ページの『農用地区域内の目標年次の用途別面積』の表の農地という区分の将来のところに入ってくる数字になります。こちらの数字ですが、目標とあるのですが、実際のところ分家住宅等の除外や大規模な開発等による削減、圃場整備事業による編入などを考慮した面積となります。

続きまして5ページに移らせていただきます。『第2. 農業生産基盤の整備開発計画』になります。『1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向』につきましては、町内を東部・西部・中部に分類し、各地区の特性を踏まえた整備促進を行っていく予定です。

次に『2. 農業生産基盤整備開発計画』、6ページになります。主に圃場整備の内容を計画に反映した内容となっております。計画書の最後に付図があり、開発地域を示しています。圃場整備事業は付図2号の対図番号になります。町農政課の圃場整備担当に確認した圃場整備計画を基に記載しており、今後予定される圃場整備区域も含めて記載しております。前回では記載がありました『西高野裏』、『小藪』につきましては削除しております。受益面積も想定した数値で表記をしております。

続きまして、同じく6ページの『3. 森林の整備その他林業の振興との関連』につきましては、前回は該当なしとしておりましたが、令和4年度に町森林整備計画が策定されましたので、その内容を基に記載しております。

続きまして、7ページの『第3. 農用地等の保全計画』になります。保全のための活動として、農地パトロールによる現状の把握及び耕作放棄地発生防止に努めます。また、多面的機能交付金の活動による農村地域の活性化の促進や学校給食における地産地消・食育の推進を図り、保全と交流を推進いたします。

続きまして、8ページの『第4. 農業経営規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画』になります。年間農業所得や年間労働時間については、変化はありませんが、農業経営体の大規模化や集団化を促進し、農畜産物の付加価値を高めるため、6次産業化や農商工連携の推進を図ります。

続きまして、9ページ『2. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策』になります。本町は、平坦な地形を利用し土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への集積が進んでいるものの、経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化等が図れていない現状になっております。また、農業従事者の高齢化も課題となっていることを踏まえ、農地の集積化、担い手への規模拡大を推進するため、今回策定しております地域計画の策定により、安定的に農業の経営が発展できるよう関係団体との連携を図り推進してまいります。

続きまして、10ページ『第5. 農業近代化施設整備計画』になります。消費者ニーズに対応した持続的な発展を図るため、地域の特性を活かし活力ある地域づくりを推進してまいります。また、米、麦だけでなく、町特産であるいちご・トマト・ニラの推進を引き続き行い、また町の伝統ある作物であるかんぴょうも生産の維持を図ってまいります。

続きまして、11ページ『第6. 農業を担うべきものの育成・確保施設の整備計画』になります。現状としては、町内には新規就農者向けの施設はありませんが、関係機関・団体と連携しフォローアップ体制を構築しまして、相談や情報提供・移住相談対応等の支援、農用地や農機具等のあっせん等を支援してまいります。

続きまして、12ページ『第7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画』になります。こちらでは、本町の農業経営体数の現状及び農業従事者の安定化を図るため、機械等の導入費用の支援や就業の場の確保・創出に努める項目となっております。

続きまして、同じく12ページ『第8. 生活環境施設の整備計画』になります。本町は、歴史や文化、自然に恵まれており、今後のその利用環境の維持や充実が求められております。(1)から(4)の各項目において、それぞれ実現に向けて推進してまいります。以上の内容につきまして記載させていただいております。

第9につきましては、別配布させていただいております『付図第1号』『付図第2号』ですが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいま農政課から説明のありました『壬生農業振興地域整備計画の見直しの件について』、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

今回の壬生農業振興地域整備計画は農振法に基づく計画ですか。そうすると農振農用地が射程ですか。

●農政課説明（中川農業振興係長）

町で行えるのは、あくまでも農用地区域内なのですが、県との整合性があるものですから、農振農用地域全体が対象となります。2ページにありますのが、農

振農用地全体の数字となっております。白地も入れた図面なのですが、町の方で動かせるのは青地の数字だけです。

● 3 番 高橋 宏治 委員

そうすると、集積計画との整合性もとって行っているわけですね。農業経営基盤促進法の集積計画との整合性もあるわけですか。

● 農政課説明（中川農業振興係長）

この計画を県に提出しますと、県のチェックが入りますが、県の担当者の方でも法律が違いますと、参考にはするかもしれませんが、あくまでの農振法の計画としてチェックするということです。

● 3 番 高橋 宏治 委員

そうしますと、地域計画との整合性はどのようになっているのですか。

● 農政課説明（中川農業振興係長説明）

現場の立場としますと、それぞれが連動して作っていくことになるのですが、数制的なことになりますと、まだそれぞれがばらばらに作成する形になります。長い目で見れば統一されていくことになるとは思いますが。

● 3 番 高橋 宏治 委員

地域計画はバンク法でしたか。

● 農政課説明（糸川主査）

バンク法です。

● 3 番 高橋 宏治 委員

集積計画は農業経営基盤促進法ですね。そして、今回の計画は農振法が基礎となってそれぞれ行っているということですね。わかりました。

もう一つ、お伺いしたいのですが、8 ページの認定農業者の目標については、農振法に基づいて行っているのですか。

● 農政課説明（中川農業振興係長）

認定農業者の目標については、農業経営基盤構想の目標をそのまま転記することになっております。

● 3 番 高橋 宏治 委員
わかりました。

○議長 それでは、私の方から質問させていただきます。
本日配られた付図第 2 号の見方を教えていただきたいのですが、黄色のところはこれから土地改良を行うところなのですか。現在のところと、これから始まるところと。

●農政課説明（糸川主査）
はい、そうです。

○議長 それから、緑の枠があると思いますが、その枠の外が農振地域ということなのですか。

●農政課説明（糸川主査）
壬生町の場合、全体が農業振興地域になっておりまして、そこから市街化区域だけを抜く形となるのですが、緑の枠で囲まれた区域が市街化区域となっておりますので、緑の枠の外側が農振地域ということになります。

○議長 分家住宅を建てる場合に除外するのがその地域ということですね。

●農政課説明（糸川主査）
付図第 1 号で、青く塗ってある区域が農用地区域で、転用などの際に除外の手続きが必要になってくる、いわゆる青地と呼ばれるところです。

○議長 その他に何かご発言はございませんか。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第 5 号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直しの件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 5 号「壬生農業振興地域整備計画変更の見直しの件

について」は、「意見なし」として回答を町長あて送付いたします。

○議長　次に、議案第6号「非農地判断について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局　議案の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第6号「非農地判断の件について」、ご説明いたします。今回案件が2件となります。

1件目の案件につきましては、____の____さんという方が所有する上田の土地になります。

土地は議案書に記載されている通りで、面積合計が6, 634㎡となっております。

こちらの筆につきましては、対象地全域にわたって雑木と言いますか、かなり高い竹の木が生えており、お配りした写真を見ていただきたいと思いますと思いますが、完全に山林の様な状態となっております。土地の所有者の____さんから非農地化について相談がありまして、この場所については、農地パトロールでずっと再生利用不可能であると見てきた土地であります。今年の9月25日に上田地区の農地パトロールで、大関農業委員、廣澤推進委員、佐藤推進委員とで利用状況を調査していただき、改めて再生利用が困難な状況であることを確認していただきましたので、今回非農地判断として議題に挙げさせていただきました。

次に2件目、____の____さんが所有する土地ですが、場所は中泉字篠ノ内____畑で5, 732㎡で、こちらも先ほどの上田の土地と同じように、かなり高い竹の木が対象地全域にわたって生えており、森林化している状態であります。農地に復元するのが著しく困難な状況であり、先ほどと同じく、9月25日の中泉地区の農地パトロールにおいて、大関農業委員、廣澤推進委員、佐藤推進委員とで利用状況を調査をしていただきまして、改めて再生利用が困難な状況である判断をいただきました。説明は以上です。

○議長　ありがとうございました。それでは、第1項案件につきまして、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に関して、発言のある人は挙手をお願いします。

○議長　では、私の方から質問させていただきます。
非農地判断ということになると、この後、どのような流れになるのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

総会で承認をいただきましたら、地権者あてに非農地通知をお送りします。その通知は、土地が農地復元不可能な状況であるので、農地とはみなしませんという内容でして、その通知をもって、土地の所有者が法務局で地目変更を行うことに

よって、地目が農地でなくなるというものです。非農地証明書と同じ役割を持つ通知を農業委員会から所有者に出すという形になります。地目変更に関する登記は非農地証明と同じになります。ですので、願出人から願出があって、農業委員会で証明するのか、農業委員会の方から土地が非農地であると通知を送る形なのかの違いなのですが、実際は土地の所有者からの相談に基づいて行っているものになります。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

これは、現況を見ると山林のようになっているのですが、地目は山林になるのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

今、この状況ですと恐らく山林になるかと思います。

●4番 刀川 正己 委員

雑種地になると地主の税金が高くなってしまいますからね。

○議長 これは土地家屋調査士は入らなくていいのですか。

●3番 高橋 宏治 委員

最終的に地目変更を申請するのが土地家屋調査士ですので。自己申請をすることもできると思いますが。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

本来は農業委員会で判断して、農地ではないと行うものですが、農業委員会でそれをどんどん進めていくと弊害がありますので、今のところは、地権者からの相談を受けて行っております。

○議長 これは、非農地証明願いではダメなのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

今回の土地は青地ですので、非農地証明ができないのです。

○議長　それでは、非農地判断というのは青地に対して行うのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

はい。場所が農地の真ん中というわけではなくて、道沿いなどで、非農地化しても問題ないと判断できるような場所で行っているものであります。

○議長　とすると、土地改良を行った場所では非農地判断できないということですね。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

そうなります。

○議長　その他何かございますか。

（質問意見なし）

○議長　発言が無いようですので、それでは、採決に入ります。議案第6号「非農地判断の件について」、第1項については、非農地と判断し、非農地通知をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長　全員賛成ですので、議案第6号「非農地判断の件について」第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長　続きまして、第2項案件につきまして、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に関して、発言のある人は挙手をお願いします。

（質問意見なし）

○議長　発言が無いようですので、それでは、採決に入ります。議案第6号「非農地判断の件について」、第2項については、非農地と判断し、非農地通知をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「非農地判断の件について」第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の36ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をいたします。

●8番 琴寄 成人 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る11月10日、私と大橋和枝推進委員ともに_____氏立会いのもと、確認してまいりました。_____氏の住宅敷地隣接地で、30年間宅地と一体利用していたことを確認してまいりましたことをご報告いたします。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、私が地区担当委員ですので、現地調査の結果報告を申し上げます。

○10番 大橋 好一 会長（2項案件について報告）

報告第2号 非農地証明願の第2項の件について説明いたします。10月30日に、私と戸崎裕司推進委員、願出人の_____氏が施設に入所しておりますので

成年後見人の____氏、栃本市の_____立会いのもと、現地確認をしてまいりました。20年以上前から、住宅敷地及び住宅敷地の入り口として利用していることを確認してまいりましたのでご報告いたします。

○議長　それではただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長　次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の37ページから38ページのとおり8件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長　ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長　次に報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の39ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内

容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長　次に報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の40ページのとおり3件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長　ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長　発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長　報告第5号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長　記載のとおり報告

報告第5号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の42ページから43ページのとおり2件の申請がございました。

内容については令和6年9月20日付千農委指令第48号で、売買による農地の所有権移転として許可指令書を交付した案件です。取消理由に記載のある通り、所有権移転登記申請時の書類作成時点において、譲受人の本人確

認が出来なかったことから、令和6年11月5日付で、_____氏、
_____氏より、農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出され、11月
12日付で書類を受理いたしました。

もう1件につきましては、令和6年7月22日付壬農委指令第45号にて
無償譲渡による農地の所有権移転として許可指令書を交付した案件です。取
消理由に記載のある通り、現在_____の老人ホームに入居している譲渡人
のところに、当該許可がおりて間もなく、太陽光設置業者から農地の売買の
話が舞い込み、生活費に不安を持っていた譲渡人は、農地を売買し、生活費
に充当できたらと考えましたが、一旦_____氏名義になると、現行農地法
では売買は不可となることから、やむなく今回の取消願の申請に至ったとい
うことです。このことから、令和6年11月5日付で、_____氏、
_____氏より、農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出され、11月
12日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたしま
す。

○議長 それでは、私から質問させていただきます。先ほどの第1項、_____さん
の件ですが、本人確認ができなかったということはどういうことですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

少し_____が入っております。

○議長 _____が入っているということだが、最初の申請の時にはどうだったの
ですか。

●事務局説明（松本主任）

最初の申請の時には_____状態で申請書を出したのですが、確認
をしに行った方が、この状態ではだめだという形でおっしゃられて、申請を
認めてもらえなかったということです。

●3番 高橋 宏治 委員
確認をした方とは。

●事務局説明（松本主任）

法務局に行った際に、行政書士の方か何か立会いの確認が入ったようで。

● 3 番 高橋 宏治 委員
これは所有権移転ですか。

●事務局説明（松本主任）
はい。

● 3 番 高橋 宏治 委員
それなら恐らく法務局で司法書士が確認して、登記申請出来ないということで、止めたのだと思います。

○議長 その他に何かございますか。

(発言なし)

○議長 それでは発言がないようですので、以上で報告第 5 号は終わります。

○議長 続きまして、報告第 6 号「所有者不明農地の件について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

●事務局説明（松本主任） 記載のとおり報告

報告第 6 号「所有者不明農地の件について」は、議案書の 44 ページのとおり、大字中泉字大宮裏の農地 7 筆、合計面積 8,679.29㎡について賃借権の設定をする案件となります。詳細につきましては次のページをご覧ください。

また、当該農地における農地への権利設定はされておられません。借受予定者は中泉の認定農業者となり、権利設定は 5 年間を予定しております。

この件は 6 月の総会でも案件がございましたが、改めて制度の説明をさせていただきます。本制度は農地の利用状況調査で把握した、遊休農地や耕作者不在農地、死亡や引退による耕作者が不在となることが見込まれ、遊休化の恐れのある農地を農地バンクに貸し付ける際に、所有者が不明の場合又は共有者の過半の持分を有する者の所在が不明の場合、農業委員会が探索することになっております。探索によっても所有者が判明しない場合は、農業委員会が公示を行い、最終的には県知事が裁定申請を受け、裁定、公告を行い、農地バンクが賃貸借を設定します。

この制度は所有者が誰もいない、又は相続放棄されている場合は農地法を、

共有者の1人でも判明している場合は農地バンク法により手続きをさせていただきます。

事務処理の流れについて、資料の1枚目をご覧ください。今回、対象農地の登記簿謄本、登記名義人の戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本を探索した結果、登記名義人の_____がいることが判明しましたが、全員相続放棄していることが確認できましたので、11月14日に借受希望者と栃木農業振興公社、県農政課、県農業会議と私とで現地調査を行いました。公社が貸借を行うのに問題ない農地であるとの確認ができましたので、農業委員会による公示について報告案件とさせていただきます。

今後のスケジュールですが、本日の総会でご承認いただけたら、2か月間公示を行い、その間異議の申出が無ければ、その旨を公社に通知します。公社に通知をすることについては、総会で報告させていただきます。その後手続きを進めまして、借受予定者が農地を借受できるのは、令和7年5月頃の予定となります。説明は以上となります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成 人委員
公示期間はどのくらいあるのですか。

●事務局 説明[松本主任]
2か月間です。

●8番 琴寄 成人 委員
短いんですね。

●事務局 説明[松本主任]
以前は6か月間でしたが、今は短縮されました。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員
もし借りたい人がたくさんいる場合はどうするのですか。

●事務局 説明[松本主任]

あらかじめ借受を希望する方がいてこの手続きになりますので、それで公示でその他の所有者がいないか確認をして、誰もいなければ貸すということになります。

●4番 刀川 正己 委員

公示は借りたい人を募集するという意味ではないのですね。

●事務局 説明[松本主任]

その他に所有者がいないかどうかの確認になります。

○議長 その他に何かございますか。

(発言なし)

○議長 それでは発言がないようですので、以上で報告第6号は終わります。

○議長 その他、何かございますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第17回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午後0時05分閉会】

会 長 大 橋 好 一

3 番 高 橋 宏 治

5 番 鯉 沼 玲 子